

第三一回

参第二号

恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律（案）

恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十一条第一項、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）第四十六条、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第四十九条、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）第二十九条、市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）第二十八条第二項、農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第三十三条第二項及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第十六条の二第二項の金融機関を次のように定める。

労働金庫

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
第四十九条中「国民金融公庫」の下に「及び別に法律で定める金融機関」を加える。
- 3 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。
第二十九条中「国民金融公庫」の下に「及び別に法律で定める金融機関」を加える。
- 4 市町村職員共済組合法の一部を次のように改正する。
第二十八条第二項中「国民金融公庫」の下に「及び別に法律で定める金融機関」を加える。
- 5 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。
第十六条の二第二項中「国民金融公庫」の下に「及び別に法律で定める金融機関」を加える。
- 6 農林漁業団体職員共済組合法の一部を次のように改正する。
第三十三条第二項中「国民金融公庫」の下に「及び別に法律で定める金融機関」を加える。
- 7 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
国民金融公庫及び労働金庫が行う恩給担保金融に関する法律
第一条中「国民金融公庫」の下に「及び労働金庫」を加え、「その業務」を「国民金融公庫の業務」に改める。
第三条中「国民金融公庫」の下に「又は労働金庫」を加え、「公庫」を「公庫等」に改める。
第四条から第九条まで中「公庫」を「公庫等」に改める。

第十条の見出しを「(国民金融公庫の業務の特例)」に改め、同条第一項中「公庫」を「国民金融公庫」に改める。

理 由

恩給担保金融の現況にかんがみ、その円滑化を図るため、恩給、遺族年金等は、労働金庫に対しても担保に供することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。